



経済悪化させる消費増税 即刻中止を

一消費税10%への引き上げはメディアや世論ではあたかも「決定事項」であるよつたが、現状のなか、消費増税中止を求めるに至るまでのよつな運動ができるでしようか。ご教示いただけますか。

メディアや講演会など、発言する機会を頂いた際、何度も強く申し上げていることは、「消費増税は決定事項ではない」ということだ。これが議論の軸となるべきである。そこで、まず、予算編成の際、政権としても増税によって経済が冷え込むことは何より避けたい事項である。だから、国民が思うよりももっと高い確率で増税延期はされるの

京都大学大学院工学
研究科教授
藤井聰 氏

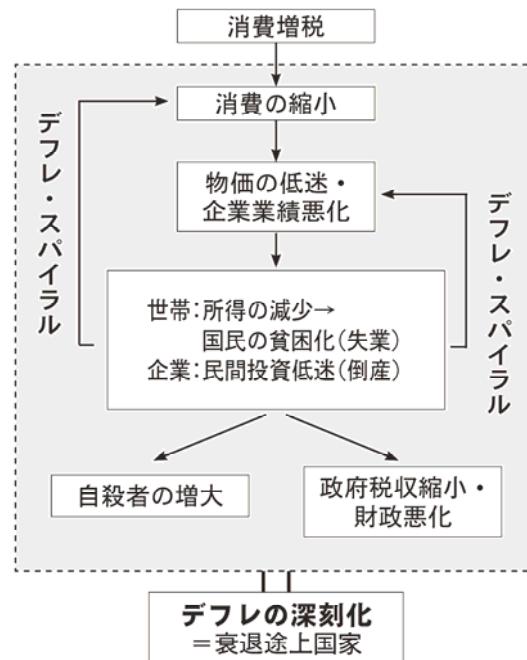
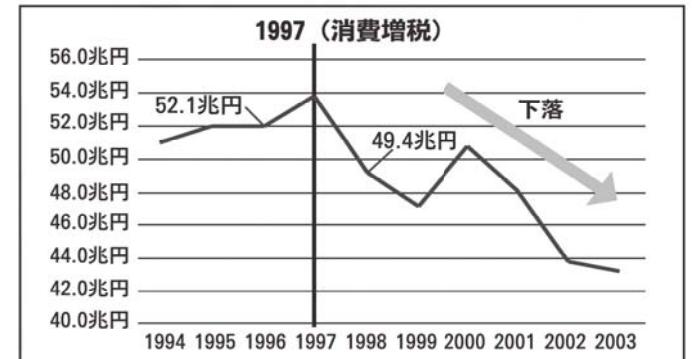


図4 消費増税がデフレを導くメカニズム
藤井聰著『「10%消費税」が日本経済を破壊する』より

**消費増税はあくまでも予定
世論で中止を働きかける**



「デフレスパイラル」脱却には
法人税と所得税の引き上げを

8%増税後の日本「テフレ深刻化」

国民の消費水準 年間34万円減少

(1面からのつづき)

現状の日本の国民の消費

状況はいかがでしょうか。日本は2014年に8%に引き上げられた消費増税後の消費の落ち込みを未だに引きずっている状態にあり、国民の消費は年々冷え込んでいるのが現状です。

8%への消費増税の直前までの国民各世帯の年間消費は36.9万円だったのにに対し、8%増税以降、年々消費は縮小していくっており、現在では一世帯あたり年間で34万円も消費を削っているのが現状です(図1)。

消費水準を保つ上で必要なものが十分な世帯は給得であり、その大半は給付が占めています。サラリーマンの給与の水準は2010年以降少しづつ下落してきましたが、前年度と比べて、10年以上減少しました。その後、現在に至るまでも全く回復していないことがグラフから分かります(図2)。

国民の実質賃金は8%消

The graph illustrates the effect of consumption tax on household income. It shows a sharp decline in income starting in 2015, attributed to the implementation of consumption tax.

Year	Income (万円)
2012年	370万円
2013年	365万円
2014年	370万円
2015年	369万円
2016年	335万円
2017年	335万円

図1 消費増税前後の、各世帯の消費支出額の推移
* 総務省統計「一世帯一カ月間の支出（二人以上の世帯）」の各年の「1月」の名目消費支出総額を、同月の消費者物価指数（2017年1月基準）を用いて求めた実質値に基づいて12カ月分の消費に調整した数値。

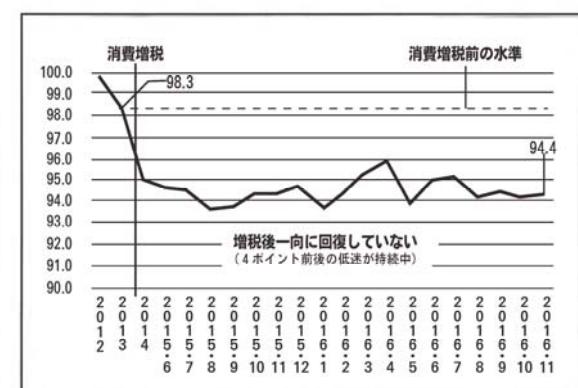


図2 決まって支給する給与（実質値）
 *事業規模5人以上の企業の給与、2010年平均を100として基準化

程度減っているかを手合にし、0.5～1%落する。これに消費税増税が加わると消費の落ち込みが拍車をかけ、国民のさらなる貧困化は避けられません。

「一時的」施策では回避できない頃だと想っています。たとえ申し上げたような経済ショックが起らなくなても「消費増税」そのものがリーマンショック級の経済的影響をもたらします。

この対策についてですが、結論から言わせていましたが、このよな施策でだごと、このよな施策では経済的ショックは回避で

藤井聰著『「10%消費税」が日本経済を破壊する』より

改革関連法が施行されま
す。消費増税への影響はあ
る。今年の4月から働き方
改革を実現する。この対策は
効果的で、このよな施策では
経済的ショックは回避で

10%消費増税と
働き方改革と

に備えて若い時
をお勧めします！

**受付期間
4/1~5/25**

4/1より
申込受付開始!

保險医年金

预定利率 1-259%

昨年度配当実績 1.356%
(短期のご加入では積立金が掛け金を若干下回ります)

加入期間	元利合計
5年	1,036,600円
10年	1,098,600円
15年	1,164,200円
20年	1,233,800円

●月払い: 1口1万円(通算30口まで)
●一時払: 1口50万円(毎回40口まで)

満74歳までの協会会員
※月払増口、一時払申し込みは満79歳まで

病気やケガでの休業に安心保障！ **休業保障**

**自宅療養が長期化する中
保険医に最適な保障制度**

- ①最長 730 日の長期保障！
- ②掛金が満期まで変わりません！
- ③掛け捨てではありません！
- ④自宅療養、代診をおいても給付！
- ⑤再発や後遺症にも何度も給付！
- ⑥所得補償保険との重複受給 OK！

【加入日】 2019年8月1日

【加入申込資格】

- ①加入日現在健康で1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16時間以上で業務に従事している。
- ②59歳（昭和35年2月2日以降生まれ）までの保険医協会会員で、約款に同意できる保険医。

注) 現在、健常に異常のある方は原則として加入できません。

□給付内容（1口につき）		
給付金の種類	受給資格	給付内容・日数など
傷病休業給付金 入院給付金	【疾病】2019年11月1日以降に発病した病気を原因に休業したとき、 【傷害】2019年8月1日以降の傷害を原因に休業したとき	疾病も傷害も6日以上連続して休業した場合、6日目から1日につき自宅6,000円、入院2,000円を加算【通算給付日数500日まで】
長期療養給付金	傷病給付金の限度日数(500日)を超えて、引き続き連続して休業したとき	1日につき自宅3,000円、入院6,000円【連続1回限り230日限度】
弔慰給付金	傷病により死亡したとき	500,000円（+脱退給付金）
高度障害給付金	傷病により高度障害状態になったとき	500,000円（+脱退給付金）
脱退給付金	加入3年以上経過した後、脱退したとき	別に定める脱退給付金表により給付金額を確定

※資料請求・お問合せは、保険医協会共済部(TEL 06-6568-7721)まで。